

第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画

令和2年度（2020年度）

ごみ処理基本計画

アクションプログラム

（実績）

令和3年（2021年）6月

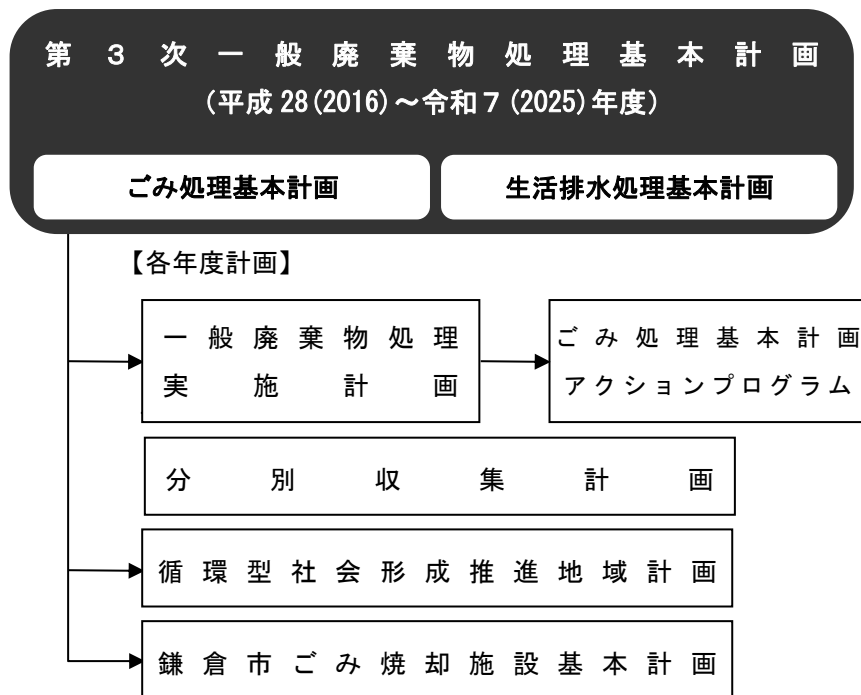
1 アクションプログラムの背景

本市では、平成 18 年度（2006 年度）に策定した第 2 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画（以下「第 2 次ごみ処理計画」という。）に基づき、ごみ減量・資源化を推進するとともに、ごみの適正処理に努めてきました。

第 2 次ごみ処理計画は、平成 23 年度（2011 年度）の中間見直しによって新たな施設（バイオマスエネルギー回収施設）を建設せずに市民や事業者の御協力をいただきながらごみ焼却量を 3 万トン以下に削減する方策へ転換し、また、ごみ焼却量の削減目標を確実なものとするため平成 25 年度（2013 年度）に第 2 次ごみ処理計画の再構築を実施しましたが、ごみ焼却量を 3 万トン以下とする目標は達成できませんでした。

平成 28 年度（2016 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 10 年間を対象とする第 3 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画（以下「ごみ処理基本計画」という。）は、平成 27 年度（2015 年度）まで実施してきた第 2 次ごみ処理計画の評価、また、名越クリーンセンター焼却停止後の新たなごみ焼却施設として令和 7 年度（2025 年度）稼働に向けた取組を進めている状況を踏まえたうえで、ごみ処理をめぐる今後の社会・経済情勢及び地域特性を考慮し、改めて課題の整理を図りながら今後のごみ処理の方針を策定しましたが、平成 28 年（2016 年）2 月に戸別収集の実施について見直しが必要となったため、同年 4 月に暫定版の計画を策定し対応を図った後、同年 10 月に策定しました。

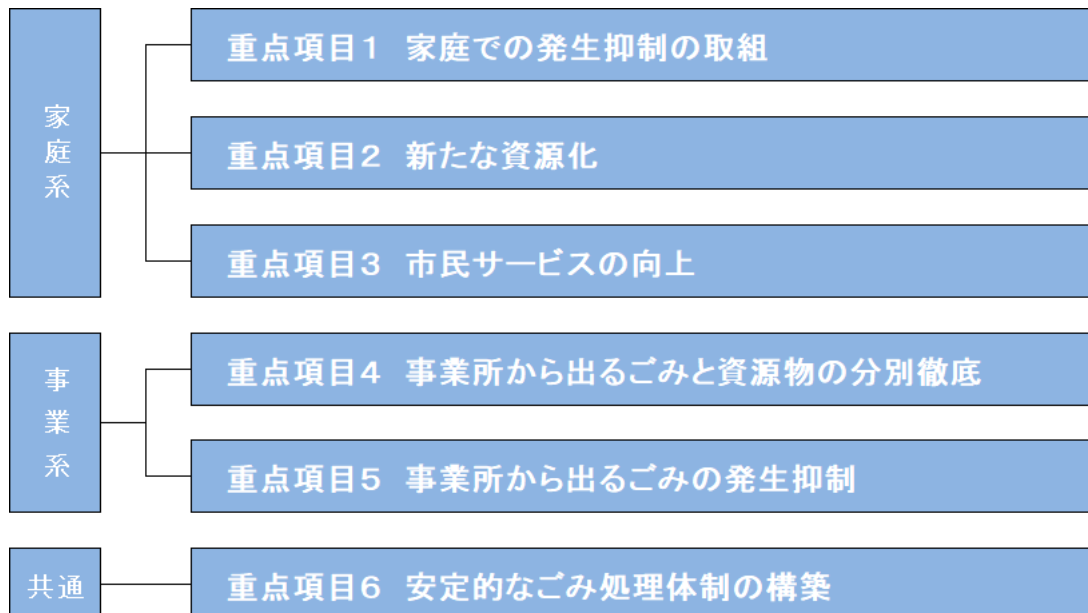
令和 2 年度（2020 年度）のアクションプログラムは、ごみ処理基本計画に位置付けた施策の計画的かつ着実な推進を図るために、重点的に取り組むべき項目を挙げ、具体の施策を定めるものであることから、令和 2 年（2020 年）9 月に策定したものです。



2 令和2年度（2020年度）アクションプログラムの実施概要

（1）重点項目

ごみ処理基本計画では6つの基本方針に基づいて施策を展開するとしており、基本方針に基づく施策と主な取組のうち、次の6項目を重点項目として実施しました。



（2）ごみ処理基本計画に定める焼却量

① 減量・資源化の施策を推進しなかった場合のごみ焼却量

焼却見込量 (t/年)	令和2年度(2020年度)
	32,574

② 減量・資源化の施策推進によるごみ焼却量の減量目標値 (単位:t)

項目	年度		
	令和2年度(2020年度)		
家庭系	分別徹底・食品ロスの削減	重点項目1	-1,550
	生ごみ処理機の普及	重点項目1	
	製品プラスチック資源化(拡大)	重点項目2	
	皮革製品等の資源化	重点項目2	
	粗大・臨時ごみの資源化(木くずの拡大、残さ)	重点項目2	
事業系	資源物分別徹底による燃やすごみ減量	重点項目4	-1,385
	生ごみ資源化量(生ごみ処理機)	重点項目5	
	生ごみ資源化量(食品リサイクル)	重点項目5	
総計			-2,935

ごみ焼却量の推移（減量・資源化の施策を推進した場合）

焼却量(目標値) (t/年) (① - ②)	令和2年度 (2020年度)
	29,639

(3) ごみ焼却量の状況

ごみ焼却量の状況は、次のとおりです。

年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
ごみ焼却量排出 見込み	40,178 t	32,833 t	32,787 t	32,726 t	32,714 t	32,574 t
ごみ焼却量見込み (目標値)	29,923 t	32,273 t	31,038 t	29,896 t	29,828 t	29,639 t
ごみ焼却量 (実績値)	34,882 t	36,384 t	30,852 t	29,992 t	29,993 t	29,994 t

(平成27年度(2015年度)の目標値は、第2次ごみ処理基本計画に基づく値です。)

○家庭系・事業系ごみ焼却量の内訳（月別）（実績値）

平成30年度（2018年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,690	1,833	1,676	1,419	1,802	2,043	1,101	2,131	1,630	1,360	2,230	1,129	20,038
事業系	857	884	857	902	872	783	877	809	825	811	688	782	9,954
計	2,547	2,717	2,533	2,321	2,674	2,826	1,978	2,940	2,455	2,171	2,918	1,911	29,992
自区外搬出(内数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

令和元年度（2019年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,953	2,216	838	2,150	1,884	1,523	1,776	1,643	1,520	1,905	1,353	1,400	20,161
事業系	809	856	810	882	864	824	849	822	834	838	723	721	9,832
計	2,762	3,072	1,648	3,032	2,748	2,347	2,625	2,465	2,354	2,743	2,076	2,121	29,993
自区外搬出(内数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

令和2年度（2020年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	2,243	2,405	2,097	1,599	1,967	1,791	1,811	1,049	2,365	1,756	1,210	1,578	21,871
事業系	559	548	685	767	740	720	728	716	714	627	597	722	8,123
計	2,802	2,953	2,782	2,366	2,707	2,511	2,539	1,765	3,079	2,383	1,807	2,300	29,994
自区外搬出(内数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

※ 家庭系の焼却量の算出方法について
 家庭系の焼却量 = 全体の焼却量 - 事業系の焼却量

○家庭系・事業系燃やすごみの収集量の内訳（月別）（実績値）

平成 30 年度（2018 年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,628	1,691	1,568	1,764	1,640	1,448	1,683	1,621	1,668	1,731	1,415	1,534	19,391
事業系	815	847	826	849	827	751	824	774	794	788	662	753	9,510
計	2,443	2,538	2,394	2,613	2,467	2,199	2,507	2,395	2,462	2,519	2,077	2,287	28,901

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

令和元年度（2019 年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,669	1,698	1,471	1,732	1,661	1,573	1,642	1,514	1,657	1,778	1,435	1,707	19,537
事業系	782	824	777	844	820	765	777	774	790	812	699	694	9,358
計	2,451	2,522	2,248	2,576	2,481	2,338	2,419	2,288	2,447	2,590	2,134	2,401	28,895

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

令和 2 年度（2020 年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,706	1,767	1,782	1,743	1,660	1,547	1,604	1,575	1,712	1,714	1,490	1,702	20,002
事業系	534	529	664	711	711	695	704	699	695	618	568	702	7,830
計	2,240	2,296	2,446	2,454	2,371	2,242	2,308	2,274	2,407	2,332	2,058	2,404	27,832

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

○総括

令和 2 年度（2020 年度）のごみ焼却量については、令和元年度（2019 年度）のごみ焼却量 29,993 トンとほぼ同量であり、目標値であった 29,639 トンには 355 トン達しませんでした。第 2 次ごみ処理計画から目標としていた 30,000 トン以下を維持することができました。

家庭系燃やすごみについては、収集量で前年度と比べて 465 トン増加しています。新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛の影響によるもので、特に緊急事態宣言が出ている月は増加傾向となっています。令和 2 年度（2020 年度）は、三密を避けるため、集合形式による自治・町内会への説明会や転入者への窓口説明などの啓発事業を縮小したことから、今後は新しい生活様式の中で分別の徹底やリデュース施策を図るとともに SNS の活用など周知の仕方を工夫することで、ごみの減量を図る必要があります。

一方、事業系燃やすごみについては、前年度と比べて 1,528 トン減少しました。新型コロナウイルス感染症拡大による事業縮小や観光客の減少などが大きな影響を与えていると考えられます。事業系ごみについては引き続きピット前検査や廃棄物発生抑制等啓発指導員による個別指導を実施していきます。

項目	実績値			目標値
	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
焼却量	29,992t	29,993t	29,994t	29,639t

3 重点項目の概要

(1) 重点項目1 家庭での発生抑制の取組

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 家庭における食品ロス削減							フードドライブ					
							11/24~12/25					
② 水切りの普及啓発							SNSを活用した周知・啓発					
③ 家庭用生ごみ処理機のさらなる普及							生ごみ処理機（助成台数）517台					
④ 不用品登録制度などのリユース制度の拡充							窓口業務中止(4/13~7/31)					
⑤ ライフスタイルの見直しに向けた啓発							ウォーターサーバー設置(18台)					
⑥ 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供							広報紙・ごみ減量通信・SNSを活用した周知・啓発					
⑦ 多彩なツールによる情報発信							「LINE 鎌倉ごみ調べ」による周知・啓発					
⑧ 学校等における環境教育の推進							DVD・紙芝居貸し出し 稲村ヶ崎小学校・比企谷幼稚園					
⑨ 不適正な排出に対する指導							内容物調査 (150件)					

① 家庭における食品ロスの削減

令和元年（2019年）10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されたことを踏まえ、鎌倉ごみ減量通信令和2年（2020年）12月号で食品ロスが地球温暖化に及ぼす影響や食品ロスを減らすためにできることについて、市民への周知・啓発を行いました。

また、食材の保存方法やコツについてまとめた「食材の便利帳」を配布しました。

食品ロスの削減施策及び生活困窮者への支援を強化するため、まだ食べられる食材を使いたい人へ引き渡す「フードドライブ」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で1回のみ実施となりましたが、募集期間を約1カ月間に拡大して実施しました。

集まった食材は、従前のこども食堂の他新たに児童ホームなど4カ所に提供するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、失業や休業などして困窮する家庭に無償提供しました。

令和2年度（2020年度） フードドライブ実績

募集期間：11月24日から12月25日まで

提供人数：57人

提供品目：265品目

重量：144kg

主な品目：麺類、缶詰類、調味料など

引渡先：こども食堂、児童ホームなど計5カ所

② 水切りの普及啓発

昨年度まで周知・啓発を行っていた自治・町内会説明会や各種イベントが新型コロナウイルス感染症拡大の影響により軒並み中止となったことから、代替方法として、SNS（Facebookやtwitterなど）により生ごみの水切りの必要性についてイラスト付きで発信しました。

③ 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及

生ごみ処理機を市役所本庁舎で展示し、市民からの問い合わせに生ごみ処理機に詳しい職員が対応するなど、使用方法についてきめ細かい説明を行うことで、生ごみ処理機の周知・啓発を行いました。また、公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会鎌倉支部に生ごみ処理器購入費助成制度のチラシを店頭に配架することについて協力を要請いたしました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響による新たな生活様式等に伴い、生ごみ処理機の需要が拡大し、助成台数が増加しました。

生ごみ処理機助成台数（過去5年）（単位：台）

年度	電動型	非電動型	合計
平成28年度(2016年度)	145	301	446
平成29年度(2017年度)	148	193	341
平成30年度(2018年度)	173	158	331
令和元年度(2019年度)	152	127	279
令和2年度(2020年度)	246	176	422

④ 不用品登録制度などのリユース制度の拡充

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年（2020年）4月13日から7月31日までの間、不用品登録受付窓口業務を休止した影響から、目標としていた成立件数1,000件は未達成でした。

窓口業務を再開する際には、広報かまくら及び市ホームページで制度の概要を改めて周知しました。

不用品登録制度登録・成立実績（過去5年）

年度	登録件数	成立件数	成立割合
平成28年度(2016年度)	1,475	1,088	73.8%
平成29年度(2017年度)	1,490	1,126	75.6%
平成30年度(2018年度)	1,480	1,040	70.3%
令和元年度(2019年度)	1,739	1,274	73.3%
令和2年度(2020年度)	826	634	76.8%

⑤ ライフスタイルの見直しに向けた啓発

マイボトルの普及、使い捨てプラスチック容器の発生抑制を目指して、令和元年（2019年）から市内公共施設や民間施設にウォーターサーバーの設置を開始し、令和2年度（2020年度）は合計18台設置しました。

令和元年度（2019年度）設置分と併せて、これまでに22台設置しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一般供用できたのは、衛生管理体制が整っている5施設9台でした。

リユース食器の補助制度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、自治・町内会主催の祭りなどのイベントが行われなかったことから、補助申請がありませんでした。

⑥ 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、例年実施している周知・啓発のイベントが実施できなかったことから、SNS（Facebookやtwitterなど）を活用して周知・啓発を図るとともに、市役所職員厚生会売店でのエシカル商品（プラスチックフリー）取扱開始に合わせポスター掲示などを行いました。ごみダイエット展については、マイバッグ・マイボトルの啓発ポスターの掲示、マイクロプラスチック粒子入り容器及びプラごみ削減の啓発紙芝居などを市内5箇所の図書館において、巡回して展示しました。

また、広報かまくらに「こちら環境通信局！」というコーナーを設け、分別のポイントや減量の工夫等について紹介しました。1月1日号では、生ごみ処理機購入費助成制度について紹介しました。

さらに、ごみ減量通信12月号を発刊し、年末年始のごみ収集のお知らせ及び食品ロスの削減に向けた市民への周知・啓発を行いました。

⑦ 多様なツールによる情報発信

昨年度に引き続き、若手世代や転入者、単身世帯など比較的ごみに無関心な層への周知を図るために、スマートフォンやパソコンなどで利用できるアプリケーション「LINE」を活用して、資源物とごみの分け方・出し方や収集日などの情報を発信する「鎌倉ごみ調べ」を活用して周知を図りました。広報かまくら2月1日号に「鎌倉ごみ調べ」のQRコードを掲載するなど、さらなる普及促進を行った結果、登録者数が1万人を超えました。(令和3年(2021年)3月31日時点)

⑧ 学校等における環境教育の推進

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、例年実施している小中学校への出前講座は実施を見送り、ウェブ会議システムを活用した、プラごみ削減に向けた市の取組を小学生に説明しました。

また、一部の小学校及び幼稚園に対して、焼却施設に関するDVDや園児にも分かりやすいオリジナル紙芝居の貸し出しを行い、子供たちの環境意識の向上を図りました。

⑨ 不適正な排出に対する指導

家庭から排出されたごみのうち、燃やすごみ及び燃えないごみの有料化を実施したことに伴い、不適正な排出に対し、公平性を担保する必要があることから、平成29年(2017年)4月1日から必要に応じて内容物を調査し、不適正排出者に対して分別徹底の訪問指導を行っています。

令和2年度(2020年度)は、内容物調査を150件実施し、その内84件について排出者が特定できたことから、当該排出者に対し啓発・指導を行ったところ、排出状況の改善が見られました。

○総括

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、フードドライブの実施回数や不用品登録制度の活用件数、学校等における環境教育の実施回数が減少しました。その一方で、コロナ禍における新たな生活様式によって、家庭用生ごみ処理機の需要が増加し、令和元年度(2019年度)と比べて助成台数が238台増加しました。

これまで周知・啓発を行っていた自治・町内会説明会や市職員が参加していた各種イベントについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により集合形式による開催を中止したことから、コロナ禍の新たな手法として、SNS(Facebookやtwitterなど)の活用やウェブ会議システムを活用した説明等の実施、YouTubeによる動画説明等による情報発信を行いました。

また、マイボトルの普及、使い捨てプラスチック容器の発生抑制を目指して、令和元年(2019年)に設置を開始したウォーターサーバーについては、衛生管理体制が整っている5施設9台を一般供用しました。

さらなる分別徹底を目的とした、LINEを活用したごみに関する情報を発信する「鎌倉ごみ調べ」については、広報かまくらなどで普及促進を行った結果、登録者数が1万人を超えました。

(2) 重点項目2 新たな資源化

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① ビニール袋残渣等資源化						実施						
② 製品プラスチックの資源化						実施						
③ 皮革製品等の資源化						実施						
④ 可燃残さの資源化						実施						
⑤ 粗大・臨時ごみの資源化						実施見送り						
⑥ 生ごみの資源化						検討						
⑦ 紙おむつの資源化						検討						

①ビニール袋残渣等資源化

家庭から植木剪定材又は燃えないごみを排出する際に用いる袋については、平成28年(2016年)5月からRPF化(固形燃料化)による資源化業務を実施しています。

ビニール袋残渣資源化処理実績 (単位：t)

年度	処理量	備考
平成28年度(2016年度)	92.8	5月 資源化開始
平成29年度(2017年度)	125.6	
平成30年度(2018年度)	116.8	
令和元年度(2019年度)	113.4	
令和2年度(2020年度)	106.4	

②製品プラスチックの資源化

製品プラスチックについては、平成27年(2015年)1月から分別収集を開始しました。平成29年(2017年)10月から、PP、PEの単一プラスチック素材のプラスチック製品に加え、その他のプラスチック製品(容器包装プラスチックを除く。)などを排出できるように収集品目を拡大しました。プラスチック製品原料やセメント原料に資源化しています。

市民への周知が行き届いたことにより、処理量は毎年増加傾向にあります。令和2年度(2020年度)は新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛の影響もあり、目標としていた処理量388トンを超えました。

製品プラスチック資源化処理実績 (単位：t)

年度	処理量	備考
平成28年度(2016年度)	90.6	
平成29年度(2017年度)	156.2	10月 品目拡大
平成30年度(2018年度)	292.4	
令和元年度(2019年度)	349.5	
令和2年度(2020年度)	394.3	

③皮革製品等の資源化

布類の収集品目については、平成 29 年（2017 年）10 月から、使用可能な皮革製品や綿入り・羽毛入り衣料品、帽子、カバン、バッグなどを排出できるように収集品目を拡大しました。

新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛の影響により、布類の処理量が増加しました。

布類資源化処理実績 (単位：t)

年度	処理量	備考
平成 28 年度(2016 年度)	1000.9	
平成 29 年度(2017 年度)	1041.6	10 月 品目拡大
平成 30 年度(2018 年度)	1038.7	
令和元年度(2019 年度)	1074.3	
令和 2 年度(2020 年度)	1181.4	

④可燃残さの資源化

容器包装プラスチック及びペットボトルをリサイクルするには、不純物や汚れのひどいものを取り除く必要があり、これを可燃残さと呼んでいます。

この可燃残さを平成 29 年（2017 年）9 月から、高温で加熱・溶解することでスラグとして取り出す溶融固化による資源化業務を実施しています。

可燃残さ資源化処理実績 (単位：t)

年度	処理量	備考
平成 29 年度(2017 年度)	90.6	9 月 資源化開始
平成 30 年度(2018 年度)	175.5	
令和元年度(2019 年度)	145.1	
令和 2 年度(2020 年度)	146.0	

⑤粗大ごみ、臨時ごみの資源化（木くず等の拡大、残さ）

粗大ごみのうち、木質素材はチップ化等により資源化していますが、複合素材からなる粗大ごみは焼却しています。平成 30 年度（2018 年度）からガス化・溶融固化処理等の手法により資源化を目指していましたが、令和 2 年度（2020 年度）もストックする場所が確保できなかったため、実施を見送りました。

⑥生ごみの資源化

生ごみは、家庭系燃やすごみの約半分を占めていることから、資源化することで燃やすごみの大幅な減量が期待できるため、減量・資源化に取り組むこととしています。

令和 2 年度（2020 年度）においては、候補地である周辺住民に対し、市のごみ処理方針や市が検討している施設の詳細などについて情報提供を行いました。また、本市の生ごみ資源化施設検討の参考にするため、既に生ごみの資源化を実施している小山保健衛生組合を視察して施設の稼働状況や臭気対策等について把握しました。

⑦紙おむつの資源化

紙おむつは、家庭及び事業者の両方から排出されるものですが、家庭系燃やすごみの中で約8%（令和元年度（2019年度）家庭系ごみ質組成調査結果より）、事業系ごみの中で約15%（令和元年度（2019年度）事業系ごみ質組成調査結果より）を占めており、資源化することで焼却量の削減が見込めます。2市1町の広域連携においても、広域処理によるスケールメリットを活かすことにより、コストの軽減が図れる可能性があることから、紙おむつの資源化については共通の課題として取り組むこととしていました。

令和2年度（2020年度）においては、環境省が策定した紙おむつに関するガイドラインの説明会（インターネット配信用動画）やその後実施された「質疑応答セッション」に参加するとともに、資源化を実施している民間企業4者からヒアリングを行い、施設整備を図る場合の規模や費用負担、分別の精度、成果物の受入先、処理委託の可能性等について確認するなど、資源化の実施に向けて検討を行いました。

○総括

新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛の影響により、製品プラスチック及び布類の資源化の処理量が増加しました。

生ごみの資源化については、候補地の周辺住民に対し課題に対する対応策を検討するため、先進市への視察を行い処理体制等について確認を行うとともに、市の考え方を説明するためニュースペーパーを作成して全戸配布するなど情報提供に努めました。

紙おむつの資源化については、施設整備を図るか民間事業者への委託による処理で対応するかを判断する必要があるため、環境省が主催する説明会や民間事業者とのヒアリングに参加をして、検討を進めました。

(3) 重点項目3 市民サービスの向上

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 家庭系ごみ戸別収集の検討				実施						対象者拡大(要綱改正)		

① 家庭系ごみ戸別収集の検討

「声かけふれあい収集実施要綱」を改正し、これまで制度の対象外であった精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の所持者で、日常的に居宅介護（居宅家事援助、居宅身体介護、通院等介助）を利用している世帯を対象としました。

なお、令和2年（2020年）11月18日の要綱改正により新たに申請がなされ対象となった世帯は、令和3年（2021年）3月31日時点で3世帯です。

○総括

現行のごみの排出状況を踏まえながら「声かけふれあい収集」の拡大について検討した結果、精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の所持者で、日常的に居宅介護（居宅家事援助、居宅身体介護、通院等介助）を利用している世帯を対象としました。

(4) 重点項目4 事業所から出るごみと資源物の分別徹底

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供	分別パンフレット等による事業者啓発訪問											
② ピット前検査の実施と分別指導	目視による検査及び展開検査											
③ 多量排出事業者への訪問調査、生ごみ資源化の啓発	準備			訪問実施								
④ 事業系専任チームによる事業者訪問指導	検査により混入があった事業者・民泊等事業者の訪問											
⑤ 小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討							検討					

① 事業所への分かりやすい3Rの取組への情報提供

令和元年度（2019年度）に改訂した分別パンフレット、チラシを活用し、事業者への啓発訪問において鎌倉市のごみ処理の現状及び3Rの必要性や分別方法の説明を行い、ごみ削減の協力をお願いしました。

② ピット前検査の実施と分別指導

令和2年度（2020年度）に実施したピット前検査は、目視による検査が8,827件、自走式コンベアごみ投入検査機等による展開検査が1,162件、計9,989件の検査を行い、1,544袋が適切に分別されていないごみでした。なお、適切に分別されていないごみは通常持ち帰り指導の対象ですが、新型コロナウイルス感染症対策のため、感染症が拡大している時期など流行の状況に応じ、適正な分別指導を行ったうえで市が受入れをしました。

また、特に排出状況が不適正な事業者に対して、分別の徹底を図るように訪問指導を行いました。

③ 多量排出事業者への訪問調査、生ごみ資源化の啓発

多量排出事業者（月に3トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者等）27者及び準多量排出事業者（月に1トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者）96者を個別訪問し、分別の徹底、生ごみの資源化及び大型生ごみ処理機の設置要請を行いました。

④ 事業系専任チームによる事業者訪問指導

多量排出事業者27者、準多量排出事業者96者のほか、ピット前検査により資源物等の混入があった事業者など約140者を訪問し、3Rの取組事例を紹介するなど、分別徹底を周知するとともに指導を行いました。

令和3年（2021年）のオリンピック開催を見据えて増加した住宅宿泊事業者（民泊）、旅館業法許可事業者について約80者の施設訪問を行い、事業者に適正な処理の方法を指導しました。

⑤ 小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討

家庭系ごみのステーションにごみを出していた排出事業者へ指導を行う際や、少量ごみを排出している小規模事業者の啓発訪問をする中で、事業者のごみ排出状況についてのヒアリングを行い、課題について認識しました。

○総括

新型コロナウイルス感染症対策による緊急事態宣言の発令もあり、ピット前の展開検査及び事業者啓発訪問が通常どおり行えない時期もありましたが、事業系ごみの分別徹底を図るため、自走式コンベアごみ投入検査機による検査を実施し、分別状況の悪いごみについては、新型コロナウイルス感染症拡大の流行の状況に応じて持帰り指導を行うとともに、排出元の事業者訪問による指導を徹底しました。

コロナ禍による事業系ごみの減少、分別徹底などの啓発・指導を継続して実施してきたことなどにより、令和2年度（2020年度）の事業系ごみ収集量については、令和元年度（2019年度）の収集量9,358トンと比べて1,528トン減量され7,830トンとなりました。

(5) 重点項目5 事業所から出るごみの発生抑制

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 飲食店への食品ロス削減の啓発	訪問啓発の実施・食品ロス削減協力店制度創設											
② 滞在者に対する食品ロス削減の啓発												
③ 食品リサイクル法に基づく生ごみ資源化施設への搬入促進、食品リサイクルグループの活用の提案	排出事業者及び許可業者へ登録再生利用事業者活用の要請											
④ 大型生ごみ処理機設置助成制度の運用	飲食店や福祉施設等に対して説明及び資料提供											
⑤ 事業系ごみ処理手数料の見直し	検 討											

① 飲食店への食品ロス削減の啓発

② 滞在者に対する食品ロス削減の啓発

廃棄物発生抑制等啓発指導員による飲食店等の事業者訪問指導の際に、「MOTTAINAI Spirit In kamakura」ポスターを配布し、仕入れやメニューの工夫などによる食品ロスの削減について働きかけるとともに、「3010 運動」に関するチラシなどにより、食べ残しの削減について市民や滞在者へ働きかけを行いました。

また、飲食業、食品小売業などの食品ロス削減の取組を市がホームページ等で紹介するなど、市民等の食品ロス削減に対する意識の啓発を図る「鎌倉市食品ロス削減協力店登録制度」を創設しました。

③ 食品リサイクル法に基づく生ごみ資源化施設への搬入促進、食品リサイクルグループの活用の提案

食品リサイクル法に基づく生ごみ資源化施設への搬入促進を図るため、登録再生利用事業者の許可を取得したバイオマス発電のエネルギー回収施設の受入れ状況、また、登録再生利用事業者以外の食品再生利用事業者の受入れ状況を確認し、排出事業者のほか効率的な収集が図れるよう許可業者に対して情報提供を行いました。令和2年度(2020年度)は、生ごみ資源化施設の活用について要請を行ったことで、新たに2者が生ごみ資源化施設へ搬入をすることとなりました。

④ 大型生ごみ処理機設置助成制度の運用

飲食店や福祉施設等を中心に、大型生ごみ処理機設置助成制度の周知及び大型生ごみ処理機の設置を促し、福祉施設2者に対して導入についての説明、資料提供を行いました。

また、市の助成制度を利用した事業者2者において、合計で40.2トン(イトーヨーカドー大船店30.2トン、湘南愛心会10トン)の生ごみを処理しました。

⑤ 事業系ごみ処理手数料の見直し

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による事業者の厳しい現状を踏まえ、令和2年度(2020年度)の手数料値上げは見送ることとしました。

また、神奈川県内の市町村のごみ処理手数料の状況を調査し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響における経済状況を考慮した段階的な見直しスケジュールについて検討を行いました。

○総括

排出事業者への啓発を強化するため、引き続き廃棄物発生抑制等啓発指導員による個別指導を継続し、ごみの減量、分別の徹底、食品ロス削減、生ごみの資源化と大型生ごみ処理機の設置要請等を行いました。

食品ロス削減に向けて飲食業、食品小売業などの取組を市が協力して周知し、市民等の食品ロス削減に対する意識の啓発を図る「鎌倉市食品ロス削減協力店登録制度」を実施するための要綱を制定し、令和3年度(2021年度)から開始できるようステッカー・ポスター・チラシを作成しました。

また、食品リサイクル法に基づく生ごみ資源化施設への事業系生ごみの受け入れが可能であることを確認するとともに、排出事業者に生ごみ資源化施設の活用について要請を行い、令和2年度(2020年度)は新たに生ごみ資源化施設にて2者処理することとなりました。

(6) 重点項目6 安定的なごみ処理体制の構築

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① バックアップ協定の締結	サウンディング調査			→			締結に向けた協議					
② リサイクル施設等の処理施設のあり方の検討	-----			検 討			-----					

① バックアップ協定の締結

令和2年(2020年)7月にサウンディング調査(参加16事業者)を実施し、今後、広域連携等で処理しきれない場合のリスク管理等について民間事業者の知見や意向等について把握しました。調査の結果では、焼却処理の能力の超過など不測の事態が発生した場合、焼却処理可能な事業者が8事業者あり、そのうち7事業者がバックアップ協定の締結が可能との回答がありました。その後、協定の締結に向けて事業者と協議を進めました。

② リサイクル施設等の処理施設のあり方の検討

平成23年(2011年)11月に生活環境整備審議会へ「鎌倉市一般廃棄物処理施設のあり方について」の諮問を行い、協議を進めてまいりましたが、令和3年(2022年)4月の答申に向けて燃やすごみの処理や資源化処理施設について既存の資源化品目及び新たな資源化品目ごとに考え方をまとめました。

○総括

平成31年(2019年)3月に公表した「将来のごみ処理体制についての方針」について、第3次一般廃棄物処理基本計画に反映させるため、令和2年(2020年)1月に鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会に対し「第3次一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」諮問を行い、その後、9回協議を重ね、令和3年(2021年)2月に見直し素案を作成しました。

市民に対しては、令和3年(2021年)2月に見直し素案に対するパブリックコメントを実施し、21人68項目の意見をいただき、意見に対する回答に向けて作業を行いました。

2市1町の広域連携は、2市1町ごみ処理広域化実施計画の策定に向けて協議を行い、令和7年度(2025年度)以降逗子市の既存焼却施設で鎌倉市の可燃ごみを含めて約2万トン処理を行い、おおむね令和16年度(2034年度)末まで稼働し、その後は2市1町の燃やすごみだけを処理する施設を整備することは効率的な対応でないことから、焼却施設を建設せずに広域化ブロック区割りの設定の見直しを視野に入れつつ、ゼロ・ウェイストを目指して更なるごみの減量資源化を進めていくことで、令和2年(2020年)8月に実施計画を策定しました。